平成２４年（フ）第５２９８号
東京都江東区亀戸１丁目16―６―303
破産者　相馬　美江（旧姓筑木）
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５３７９号
神奈川県横浜市港北区大曽根２丁目24―29
破産者　市辻　明彦
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４０５号
埼玉県熊谷市宮町１丁目９―10
破産者　遠山　智美
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４６８号
東京都八王子市上野町15―４―306
破産者　森田　幸利
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５４８８号
神奈川県横浜市青葉区大場町930―160
破産者　久保田勝高
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５１６号
神奈川県座間市東原４丁目11―88―201
破産者　山家　　守
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２１号
東京都豊島区東池袋２丁目63―18
破産者　越智　　翔
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５２５号
東京都墨田区墨田３丁目17―９―401
破産者　北里　公一
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５７９号
東京都三鷹市井の頭１丁目28―34―102
破産者　加藤　雅子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６５８号
東京都台東区入谷１丁目６―６―801
破産者　加賀美　徹
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６７２号
東京都調布市佐須町３丁目24―20
破産者　古宮　　武
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８８号
埼玉県新座市新座３丁目３―７―208
破産者　早野　英夫
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８９号
埼玉県新座市新座３丁目３―７―208
破産者　早野　洋子
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６９０号
東京都板橋区大山東町43―２
破産者　早野　敏光
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７４０号
神奈川県相模原市緑区相原６丁目17―15
破産者　山崎　　譲
1　決定年月日　平成24年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９２１号
神奈川県大和市西鶴間１丁目８―３　佐藤ビル３階、開始決定時の住所埼玉県富士見市大字水子1780―８
破産者　渡部　文芳
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７４７号
東京都文京区西片２丁目18番24号
破産者　株式会社桜茶屋
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８６６号
埼玉県入間郡三芳町大字上富186―２
破産者　岩田　正一
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０６号
東京都清瀬市中清戸２丁目621―１　サンビレッジ清瀬Ｃ―101
破産者　清水　孝明
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６６号
東京都台東区上野５丁目４番４―801号
破産者　有限会社エムトゥーワン
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９６７号
東京都台東区上野５丁目４―４―801
破産者　関根　雅人
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７０５４号
大阪府泉南郡田尻町吉見614―11
破産者　西浦　　多
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７０３号
東京都日野市三沢２丁目44―17　東棟
破産者　田村　惠介
1　決定年月日　平成24年７月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部